

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和 8 年 8 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）

秋田市太平山自然学習センター建築物等定期点検業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日（金）までとする。

(4) 入札参加要件

ア 本委託を遂行するための有資格者（一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員、防火設備検査員）を雇用し、検査員等として配置できる者であること。

イ 秋田市内に本社、本店又は営業所等を有する者であること。

ウ 市税に滞納がある者ではないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 10 時

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 図書スペース

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 入札保証金および契約保証金（過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務委託契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除）

ア 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上

イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上

(4) 契約日 落札が決定した日から令和 8 年 10 月 1 日（木）まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の 10 分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。

最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和8年8月26日（水）から同年9月4日（金）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室 (秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 配置資格者確認書（様式2）

ウ 業務受注状況調（様式3）

提出日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※申込日から3か月以内に発行されたもの

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知

を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和8年9月18日(金)までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）